

## 第12回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年3月29日（水）14:59～15:29

2. 場所：合同庁舎第8号館8階特別中会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、  
金丸恭文（議長代理）、野坂美穂、吉田晴乃

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎

（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、羽深内閣府審議官

（事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

取りまとめ

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第12回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

原委員、大崎専門委員、國領専門委員、堤専門委員が御欠席でございます。

本日は大田議長、金丸議長代理にも御出席を頂戴しております。

さらに山本大臣に御出席を頂戴しております。ありがとうございます。

初めに、山本大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○山本大臣 委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、これまでの議論の取りまとめと伺っております。事業者目線での行政手続コストの削減は、事業者の生産性向上、我が国の経済成長に不可欠な取組であります。部会としての取りまとめを決定していただきましたら、政府としてその内容を尊重し、着実に取組を進めてまいりたいと思います。

最後に、昨年9月から本日まで高橋部会長はじめ、委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、取りまとめに向けて御尽力されたことに心から感謝を申し上げます。また4月以降も残された課題の対応や、各省庁の計画のフォローアップなど、この部会の役割はますます重要となってきます。委員各位におかれては引き続き御負担をおかけしますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者の方は御退席を頂戴します。

(報道関係者退室)

○高橋部会長 それでは、早速議事に入ります。本日は、取りまとめを行います。まず事務局より御説明をお願いいたします。

○大槻参事官 御説明いたします。

まず表紙をおめくりいただいて、目次をごらんください。目次は「Ⅰ 取組の経緯」「Ⅱ 行政手続コストの削減方策」「Ⅲ おわりに」の3つの構成になってございます。

1 ページ目「Ⅰ 取組の経緯」「1. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の必要性と『日本再興戦略2016』」とあります。

2 ページ目でございますけれども、「2. 先行的取組」とありまして、具体的には「(2) 対日直接投資推進会議(規制・行政手続見直しワーキング・グループ)における検討」ということで、28年12月のワーキング・グループにおきまして法人設立・登記関係等々の項目について「緊急報告」が取りまとめられたところでございます。

3 ページ目「(3) 未来投資会議(構造改革徹底推進会合)における検討」ということで、「スマート保安」等の4分野が先行的取組として選定され、29年1月の未来投資会議において報告されております。

「3. 行政手続部会における検討」ですが、「(1) 行政手続部会の設置」ということで、第1回規制改革推進会議(平成28年9月)におきまして、内閣総理大臣からの諮問を受けまして、規制改革推進会議令に基づいて設置されております。

「(2) 行政手続部会における検討経緯(その1)」でございます。昨年9月から12月までの審議の状況でございますけれども、具体的には「(3) 諸外国の取組の概要」、後段ですけれども、私どもの調査結果によれば、欧米諸国ではまず2000年代に行政手続コストや書類削減負担の削減を相当程度行った。一旦、削減が行われた後の2010年代には、削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないという基準等を設定する取組を開始する国が見られるなど、取り組みが多様化していることがわかったところでございます。

飛ばしまして6ページをごらんください。「(4) 事業者ニーズを踏まえた対応の必要性」ということで、2段落目ですけれども、事業者に対するアンケート調査により、事業者の負担感につきまして量的な傾向を把握しました。また、団体等からのヒアリング、内閣府ホームページを活用した意見募集により、事例としての情報も収集したところです。

「(5) 行政手続部会における検討経緯(その2)」というところで、今年1月以降ですけれども、論点をまとめた考え方のたたき台を示し、関係省庁からのヒアリングを行い、取りまとめに向けた議論を重ねてきたところでございます。

この後、7ページ目から「Ⅱ 行政手続コストの削減方策」ですけれども、1の削減の考え方ということでございますが、2つ目の○なのですが、事業者に対するアンケート調査では、提出書類の作成の負担が大きいといった書類作成の負担に係る項目が最上位になったことを踏まえまして、日本再興戦略に沿って幅広く重点分野を選定し、各省庁が計画

的に削減に取り組む。また、重点分野以外についても本取組の趣旨を踏まえ、各省庁が自主的な取組を進めるとしております。

「（２）行政手続簡素化の３原則」ですけれども、アンケート調査の上位の項目を踏まえまして、８ページ目でございますが、政府全体で取り組むべき以下の３原則に沿って取組を進めるということで、原則１は行政手続の電子化の徹底。電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。原則２は、同じ情報は一度だけの原則。事業所が提出した情報について同じ内容の情報を再び求めない。原則３は、書式・様式の統一。同じ目的または同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

注１としまして、地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ、取組を進める。注２として、原則２については同一省庁・同一地方公共団体内の取組は当然のこととして、政府部内、地方公共団体間を通じ、また、国と地方をまたがって幅広く取組の対象とし得るということでございます。

９ページ目「（３）行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」ということで、①処理時間の短縮、手続に要する期間が長い。②手続の透明化、審査・判断基準がわかりにくい。同じ手続について組織・部署・担当者ごとに審査・判断基準が異なる。申請受理後の行政内部の進捗状況がわからない。要求根拠が不明な資料の提出を求められる。手続に要する期間が事前に示されないといった点がございまして、各省庁は手続に応じて上記の負担感の減少に向けた取組を行うこととしております。

１０ページ「（１）取組の対象とする『機関』」「（２）取組の対象とする『手続等』」とありますけれども、それぞれ事業者に対するアンケート調査等を踏まえまして、取組の内容のボックスのところがございますが、国の行政機関など、あるいは申請、届出など、こういったものを取組の対象とするということでございます。

１１ページ「（３）取組の対象とする『分野の区分』」がございましてけれども、これも事業者に対するアンケート調査における選択肢とする分野名を踏まえて、分野名を以下の①～⑩としております。

１２ページ「（４）『重点分野』の位置付け」ということで、最初の○にコスト削減に当たり、重点分野については削減目標を設定した上で、計画的な取組を推進する必要がある。他方で重点分野以外についても、事業者のニーズを踏まえた一定の取組を行う必要があると考えられるということで、取組の内容のところですが、重点分野のほうは各省庁は３原則及び取り組むべき事項を踏まえ、削減目標達成のための計画を策定し、行政手続コストの削減に向けた取組を進める。部会は、各省庁の取組についてフォローアップを行う。重点分野以外は、１つ目のポツは重点分野と同様の記載でございますけれども、２つ目は、部会は各省庁の取組について、必要に応じて工程表の提示を求めるなどフォローアップを行うとしております。

（５）重点分野の選定ですが、日本再興戦略、事業者に対するアンケート調査、こうい

ったものを踏まえまして、13ページ目でございますけれども、重点分野は以下の9分野とするということで、①の営業の許可・認可に係る手続から⑨の従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行ということを列記しております。

なお書きでございますが、従業員の納税に係る事務については、規制改革推進会議（投資等ワーキング・グループ）において、社会全体の行政手続コストの改善に向けた検討を別途行う。また、行政への入札・契約に関する手続については、部会において別途検討を行うとしております。

なお、注で事業者に対するアンケート調査において、上記①～⑨を「負担」とした回答を合計すると、全体の7割を占めるということでございます。

14ページ、削減対象とする「コスト」ということで、事業者に係る規制コストはこの表にありますように複数ございますけれども、諸外国の取組だとか、事業者ニーズの把握、こういったことを踏まえまして、削減対象とするコストは行政手続コストとするとしております。

15ページ、行政手続コストの計測ですけれども、実際にコスト計算が必要になることに留意しまして、取組の内容のところですが、削減対象は時間（事業者の作業時間）とする。計測については以下のように行うということで、①各分野の主要な手続について所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。その際、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

②取組の起算点は29年度とし、その上でコストの計測を年度中の計測に最も適切な時期に行う。初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理するとしております。

16ページ「（3）取組期間」ですけれども、取組期間を5年としている国が多く見られた。行政手続コストの早期の削減を求める声は多い。他方、大規模な情報システムや法改正、地方公共団体の理解と協力を得た取組のためには、ある程度の期間が必要となることも多いということ踏まえて、取組期間は3年とする。ただし、事項によっては5年までを許容する。

注として、取組期間が3年を超える場合には、その必要性について各省庁が十分な説明を行うとしております。

「（4）削減目標」ですけれども、行政手続コストの削減対象として時間（作業時間）を計測することとした場合、削減目標としては「削減率」が考えられるということで、削減目標を削減率20%とするとしております。

注1ですけれども、国税については次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標を定めるということで、国税については①多くの諸外国と異なり税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。②消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可

避であることを踏まえまして、次の数値目標を設定するとしまして、①電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について電子申告の利用率100%、②中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率100%。

17ページですが、3ポツで手続の電子化、簡素化等により事業者の負担感減少に向けた取組を進める。①電子納税の一層の推進、②e-taxの使い勝手の大幅改善、③地方税との情報連携の徹底。

注2は地方税でございますが、国税と同様の記載でございます。

注3は調査・統計に対する協力についてということですが、①統計法に基づく統計調査については、最初のポツですが、統計改革の基本方針によりまして、経済統計の改善が予定されておりました、新たに整備・改善されるものについては、事業者の負担増が想定される。こういったこともありますので、これらについては今般の数値目標と計画作成の対象外にするが、その実施に当たっては行政手続コストの削減の趣旨も踏まえ、事業者の負担の軽減に努めるものとする。

2つ目のポツですが、また、統計改革においては、報告者の負担軽減が課題の1つとなっており、既存の統計調査については、その検討状況も踏まえ、行政手続コストの削減に取り組むものとするとしております。

②が統計調査以外の調査については、行政手続部会において別途検討を行う。

18ページ目でございますけれども、「4. 戦略的な取組の推進(重点分野/重点分野以外)」ですが、「(1) 重点分野」については以下のように計画的に取組を進める。①各省庁は、行政手続コスト削減に向けて3原則及び取り組むべき事項を踏まえ取組を進める。その際、可能な事項は速やかに着手する。②各省庁は、基本計画を29年6月末までに策定する。③29年7月以降、部会は各省庁の基本計画について、その取組内容や目標設定を含め、幅広く点検し、必要な改善を求める。④各省庁は、部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、30年3月までに基本計画を改定する。⑤部会は各省庁の取組についてフォローアップを行う。

「(2) 重点分野以外」ですが、重点分野以外については①は重点分野と同様の記載でございますが、②部会は各省庁の取組について必要に応じて工程表の提示を求めるなど、フォローアップを行うことにしております。

次は19ページ目で「Ⅲ おわりに」ですが、こちら読み上げさせていただきますと、今般の取りまとめにおいては、重点分野、重点分野以外に分けて取組の方針を示した。各省庁におかれては、積極的かつ着実に規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進に取り組んでいただきたい。

行政手続部会としても、「Ⅱ 4. 戦略的な取組の推進」に述べたようにフォローアップを行うとともに、残された課題も含めて検討を続けていく。

規制改革、行政手続の簡素化、IT化の推進は、行政における不断の課題である。今般の

取組のみならず、その取組期間後も含め、持続的に取り組む必要があることは当然である。また、今後、新たな規制を検討する際には、その規制が真に必要なものか、その規制目的に比して規制の手段が事業者の過大な負担とならないか、その遵守のための手続が簡素なものとなっているか、IT化が適切に行われているか、などあらゆる観点から事業者目線を踏まえた十分な検討が行われる必要がある。

また、規制改革、行政手続の簡素化、IT化の推進は、事業者負担の軽減に資するのみならず、行政機関の事務の効率化にもつながるものである。

今般の取組については、国の行政機関において積極的に対応する必要があることは当然であるが、事業者ニーズの把握により明らかになったように、地方公共団体の積極的な取組が重要と考えられる。地方公共団体におかれては、本取組の趣旨を御理解いただき、国の関係機関と一体となって行政手続コストの削減に協力いただきたい。

今般の取りまとめに盛り込まれた取組の着実かつスピーディーな実施が、事業者の生産性向上を通じ、我が国の力強い経済成長に資することを強く願うものである。

20ページは参考1でございますけれども、事業者に対するアンケート調査についてなのですが、これは昨年11月に日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会の加盟企業を対象に調査を実施して、3団体合計で約800社から回答を得たところ、この参考1では負担感の内容を多い順に整理した表でございます。この1位は提出書類の作成の負担が大きいということで、回答数が3,707となっております。以下は省略いたします。

おめくりいただいて21ページ目、参考2ですけれども、同じくアンケート調査ですが、負担感のある分野を多い順に整理したものです。こちら1位が営業の許可・認可に係る手続で、回答数が574となっております。回答割合は11.2%で、累積%とありますけれども、真ん中の欄の回答割合を上位から足していったものの累積値のパーセントでして、重点分野は9位までですが、ここまで足しますと69.3%になるということでございます。重点分野以外の分野は10位以下でございます。

最後22ページ目、これは委員名簿です。23ページ目は部会の審議経過。最後、資料2の東がありますけれども、これは参考資料集でございますが、これまでの主な部会の資料を掲載したものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○刀禰次長 補足でよろしいでしょうか。今、資料3というものがもう一つ、お手元でございます。この資料3につきましては、先般、部会長からの御指示によりまして、概要ということで整理をさせていただいた紙でございます。あくまでも取りまとめの内容自体は今、御説明した資料1なわけでございますけれども、世の中にわかりやすく説明するために、このような形での概要ペーパーを別途作成しております。

概要ペーパーの内容は、今、御説明をいたしました簡素化の3原則、重点分野と削減目標、戦略的な取組の推進と3つのパートに主な部分の結論の部分を記載させていただいておりますが、本日、最終的に御了解いただけて、おまとめいただいた際には、事務局とし

ては各方面の御説明については、このように考えていることを御紹介させていただきたいと思っております。

今回の取組については、日本再興戦略もございましたけれども、諸外国の事情をよく調査した上でということについては、参考の資料集、資料2にもいろいろと載せさせていただいているところがございますが、それを踏まえて我が国でどのような取組を行うかということについては、事業者のニーズに沿ったものでなければ意味がないということが大変重要な課題だと思っております。そういう意味では、今回の先ほど資料にもありました部会の審議経過につきましても、事業者のニーズの把握ということにこの部会はかなり力を入れていただいたものと思っております。

具体的には各種団体からのヒアリングも行いましたし、また、経済3団体に多大な御協力をいただいて、約800社からアンケート調査も回答いただきました。また、内閣府のホームページで意見の募集も行ったというところがございます。

そういう中で、この問題の非常に広範な意味合いなども含めて把握できましたものですから、今回の取りまとめを行うに当たりましては、以前にも御説明いたしましたけれども、こういった事業者のニーズをどのようにこの取りまとめに反映できるか。それを再興戦略で決められた枠組みに当てはめていけるかということを考えていったわけでございます。

この資料3につきましても、1枚めくっていただいた参考1は先ほど申し上げた負担感ということで、ある意味ではこれを横串的なニーズだと考えております。個々の手続、いろいろな種類のものがありますが、横軸的に見たときに書類の作成の負担が大きいとか、様式が異なるとか、オンライン化が十分されていないとか、複数の窓口に同様のものを出さなければいけないとか、そういったよく聞くようなニーズがあったということだろうと思っております。

そして、参考2は縦軸と呼んでいますけれども、個別の分野、どういう分野にあるだろうかということでもございましたので、こういった点、そしてさらに参考資料集には細かい調査結果も載せておりますが、こういったものにできる限りきちんと採用していく。他方で政府の作業能力の問題もありますので、現実的にしっかり取り組んでいただくのはどういうことかということで見えていったわけでございます。そういう中で先ほど申し上げた横軸の部分については、手続簡素化の3原則という形で、特にニーズが多かったところについては横軸を通すことをやっておりますし、先ほど本文で申し上げた行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項という形で、その他の負担感についても今後チェックしていくポイントであることを明記したところがございます。

その上で縦軸としての分野については、再興戦略で言われていました重点分野を幅広く設定せよということでもありましたので、主にこの9分野を重点分野、負担感の単純累計ですけれども、約70%を占めるものを選定した上で、10番、11番の納税に係る事務と入札・契約に関する手続については、重点分野と並ぶ重要な分野として別途検討していくという整理をしたところがございますし、さらに12番以降についても何もしなくてよいわけでは

全くなく、各省でしっかり取り組んでいただき、必要に応じて工程表の提示を含めてやっていただきますよということを、あらかじめはっきりさせているということでございます。

もちろんこれをお認めいただいた場合には、今後の各省庁の基本計画の策定作業、また、重点分野以外についての取組を我々の方でどのようにチェックしていけるかということで、先ほど大臣の御挨拶にもありましたけれども、4月以降もまだいろいろな作業が予定されているわけでありましたが、最終的には重点分野については来年3月に基本計画を改定するという仕組みのもとで、こういった取組み進めてまいりたいと考えているわけでございます。

そういった意味では、事業者のニーズをできるだけ踏まえて、これまでの行政手続はどうしても、行政側の事情でいろいろな様式を決めたり、手続を決めていたという部分が大きかったわけですが、それを今回は事業者目線で全面的に見直してみようということで、ある意味では我が国の行政の中で、これまでなかった視点だと思いますけれども、そういったものを十分踏まえて対応したいという考え方で整理しております。

そういうことで、この概要資料、資料3につきましても参考資料として一番大事な2つの紙を参考1、参考2とつけておるということでございますので、御理解をいただければと思っております。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 ありがとうございます。確かに大変うまくまとめていただいたと思っております。特に諸外国のベストプラクティスというものをうまく効率的にピックアップしてまとめられたところ、大変高く評価させていただきたいと思っております。

1つだけ表現のニュアンスのところを確認させていただければと思っておりますのが、デジタルガバメントという意味では、今のところ世界一と言われているのは英国の取組ではTell Us Once、あとOne Stop Portalみたいな言い方を使うのです。これが恐らくここでおっしゃっているワンスオンリーの原則のニュアンスだと思っておりますが、当然デジタルな世界ですから1つのサイト、ポータルがあって、そこにおさめる書類は同じ情報であれば1回だけでいいですよという意味でTell Us Once、One Stop Portalという言い方をするわけですが、ここで言われている原則2の同じ情報は一度だけの原則、ワンスオンリーはデジタル上でのワンストップというニュアンスを含んでいる。こんな理解してよろしいですか。

○石崎参事官 事務局からお答えします。

吉田委員が御指摘のとおり、英国政府やEU政府の電子政府、デジタルガバメントに関する文書においては、英国のTell Us Onceは同じ情報は一度だけ、すなわちワンスオンリー原則の適用ケースとして位置づけられています。したがって、同じ情報は一度だけの原則



の適用ケースには、Tell Us Onlyのような電子的なワンストップサービスも含まれると考えられます。ただ、日本でワンストップと言う場合は、電子的というよりも物理的な申請窓口の一元化を指すことも多いため、取りまとめの文章上はワンストップという言葉は表記しておりません。

以上であります。

○高橋部会長 吉田委員、よろしいでしょうか。

○刀禰次長 参考までに、Tell Us Onceにつきましては資料2の33ページに1ページ使って整理したものがございますので、御参照いただければと思います。

○高橋部会長 それを踏まえてこういう表記になっているということだと思います。よろしいでしょうか。

では佐久間専門委員、どうぞお願いします。

○佐久間専門委員 大変こういう形でしっかりとまとめていただきまして、ありがとうございます。最初はどのようなふうになるのかなと思っていましたが、非常にしっかりとしたものになったかと思います。

あとは細かい話で、資料3が非常によくできている資料なので、さらにということで3原則の1と2、デジタルファースト原則、ワンズオンリー原則というのが非常にわかりやすいので、もしこの資料が使われるのであれば、それを加えておいていただいたほうがいいのではないかという細かい点でございます。

以上です。

○高橋部会長 表現ぶりはいろいろと今後のことであると思いますが、事務局どうでしょうか。

○刀禰次長 今の点につきましては、報告の本体、資料1の8ページをごらんいただきたいのですが、こちらでは原則1、行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）、原則2、同じ情報は一度だけの原則（ワンズオンリー原則）という形で記載をしているところでございます。

概要資料につきましては、各方面いろいろな形で今回の取りまとめの方向について議論をしておりましたけれども、ある意味ではむしろ片仮名はいかがかという御意見もございまして、ここは見る方によって片仮名のほうがわかりやすい方と、わかりにくいと言われる方が両方おられまして、この概要はあくまでも概要で、できるだけ短くという趣旨も含めましてここに書いておりますが、委員の言われた内容は入っているということでございます。

○佐久間専門委員 済みません、私は内容を言っているのではなくて、キャッチーでピンと来るので、入れてほしいということをお願いしたということでございます。

○高橋部会長 ただ、こういうものについては片仮名をなるべく使わないようにということがあって、そこは概要を多分、事務局でまとめたときにそういう意見があったのではないかと思います。

○大田議長 記者への説明の際には入れたほうがよいでしょう。

○山本大臣 それでよい。

○高橋部会長 では、どう取りまとめますか。

○大田議長 まとめとしてはこれでいいですが、記者レクの際の資料には、原則の後に括弧をつけて、そこにデジタルファースト、ワンスオンリーを入れるということでどうでしょうか。

○高橋部会長 ではそういう形で取りまとめさせてください。よろしくお願いします。

森下部会長代理、何かありますか。

○森下部会長代理 同じポイントだったので、今ので話がまとまったので。

○高橋部会長 では、それはそれでよろしくお願いたします。記者レクには間に合いますね。それでお願いします。

ほかはいかがでしょうか。川田専門委員、お願いします。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。私も本取りまとめは今までの議論を踏まえた上でのことですので、全く異論はございません。どうもありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、それ以外に御意見がなければということでございますが、本案を行政手続部会の取りまとめとして決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本案を行政手続部会の取りまとめといたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、約7カ月にわたりまして非常にお忙しい時間を割いていただきまして、まことにありがとうございました。このような取りまとめとして決定することができ、皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

なお、本取りまとめにつきましては本日、この会議につきまして規制改革本会議に報告いたしまして、御了承いただく予定でございます。さらに総理に御報告いたします。

最後に、口頭になりますが、今後の部会運営について御説明申し上げます。まず来月早々より基本計画の策定に必要な作業方針について議論をしたいと思います。4月中には各省庁に示す必要がございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、今般の取りまとめにおきまして、別途検討することとされました2つのテーマ、すなわち行政への入札・契約に関する手続、そして統計調査以外の調査につきましても4月から議論をしたいと思いますと考えております。この点につきまして何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。このように進めさせていただきたいと思っております。

今後も実は頻繁に部会を開催いたしまして、御議論をいただくこととなりますが、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございます。最後に事務局から何かございますでしょうか。

- 石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。
- 高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。ありがとうございました。